

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 木曽岬町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.5%
全職員	70.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	93.4%
本庁課長補佐相当職	89.6%
本庁係長相当職	95.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.3%
31～35年	47.5%
26～30年	69.1%
21～25年	95.5%
16～20年	85.1%
11～15年	81.8%
6～10年	88.6%
1～5年	97.8%

【説明欄】

- 扶養手当・住居手当について、男性職員による受給が多い。
- 勤続年数が「26～30年」及び「31～35年」育児休業を取得している女性職員がいるため、男女の給与差が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。